資料４

市町村自殺対策計画策定の手引き（概要版）

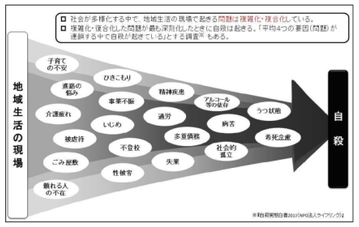
～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

平成29年11月　厚生労働省

Ⅰ　自殺対策計画策定の背景

○　自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因がある。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

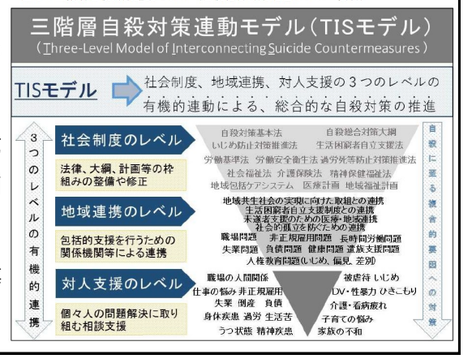


○　「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要。

○　啓発等の「事前対応」、発生の危険に介入する「危機対応」、生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階に施策を講じる必要がある。

○　事前対応の更に前段階の取組みとして、児童生徒等を対象に「SOSの出し方教育」の推進も重要。

図４：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



Ⅱ　自殺対策計画策定の意義

○　法的根拠（自殺対策基本法第13条第2項）⇒地域間の格差の是正

○　計画策定のメリット

(1)　広範多岐にわたる施策を、整合性を持って効果的に推進できる。
(2)　庁内及び市民に対するそれぞれの施策の担当課、実施時期、目標等の明確化
(3)　策定過程を通じた合意形成
(4)　着実な実施の担保
(5)　計画に基づく事業に対する国からの財政支援

Ⅲ　自殺対策計画策定の流れ

○　意思決定の体制⇒行政トップが責任者、庁内横断的な体制の整備、住民参加、地域ネットワークの参加

○　関係者間の認識の共有⇒地域の実態（実態プロファイルの活用）、理念、目標を共有する。

○　地域の社会資源の把握⇒庁内の関連事業（事業の棚卸し事例の活用）、地域の様々な活動

○　自殺対策計画の決定⇒検証可能な指標や目標を定める。

Ⅳ　計画に盛り込む内容の決定

○　計画の名称においても「いのち支える」というメッセージを前面に打ち出す。大綱同様、副題を加える。

○　計画の構成例

(1)　巻頭言（市長によるメッセージ）
(2)　策定の趣旨、位置付け、期間、数値目標等
(3)　地域の自殺の特徴、全国との比較、過去の推移、優先対象群の把握等
(4)　自殺対策における取組み（各事業の担当と実施時期を明記）
- 基本施策（全国で実施が望まれるもの）
  - ①　地域におけるネットワークの強化
  - ②　自殺対策を支える人材の育成
  - ③　住民への啓発と周知
  - ④　生きることの促進要因への支援
  - ⑤　児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 重点施策（地域の特性に応じた対策）
- 関連施策（棚卸しで把握された関連事業）
- 推進体制（推進本部、ネットワーク等）

○　評価指標等

(1)　数値目標（例）⇒自殺死亡率、自殺者数
(2)　評価指標（例）
- ②人材育成⇒自治体職員や住民の自殺対策研修受講率・理解度
- ③啓発・周知⇒住民意識調査による自殺対策事業等に対する認知度
- ⑤SOSの出し方⇒5年後までの小中学校での「SOSの出し方に関する教育」実施率
- 重点施策でも可能な限り評価指標を盛り込む。

(3)　実施の有無及び内容の記録（例）
- ①ネットワークの強化⇒実施時期及び実施内容の記録
- ④生きることの促進要因支援⇒相談会の開催結果やその後のフォローアップの内容等

Ⅴ　計画の推進、推進状況の確認等

○　計画推進の責任主体⇒市町村長等を責任者とする「自殺対策推進本部」が中心となって推進

○　推進本部が、計画における各事業の進捗状況を毎年又は適時に把握・確認

○　推進状況については、適時評価を行い、毎年公表する。

○　国が行う全国の先駆的な取組みの収集等への協力

○　柔軟な運用⇒社会環境の変化による自殺の状況の急変への柔軟な対応